

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る 公聴会議事録

1 対象事業の名称及び種類

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業
区画整理事業

2 開催日時及び場所

(1) 日時

平成 18 年 9 月 9 日（土）
午後 1 時 30 分から 2 時 20 分まで

(2) 場所

南陽地区会館 体育室
名古屋市港区春田野三丁目 101 番地

3 名古屋市環境影響評価条例第 21 条第 5 項の規定による出席者の職名及び氏名 都市計画決定権者

住宅都市局都市計画部都市計画課長	炭 与志昭
参考人	

住宅都市局開発調整部新市街地開発担当主幹	山田 淳
健康福祉局健康部斎場整備担当主幹	比護 満

4 議長

環境局理事（環境都市推進） 加藤 正嗣

5 事務局

環境局環境都市推進部長 神下 豊
環境局環境都市推進部環境影響評価室長 松井 利夫

6 傍聴人の数

15 名

7 公聴会の議事

(開 会 午後 1 時 3 0 分)

議長（加藤環境局環境都市推進担当理事）

お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから名古屋市都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る公聴会を開催いたします。

私は本日の公聴会の議長を務めさせていただきます名古屋市環境局環境都市推進担当理事の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

最初に本日の進行でございますが、こちらにございますとおり陳述人の意見陳述と都市計画決定権者の見解陳述、これが主な内容でございます。

あらかじめ陳述の申し出をされておりました陳述人の方 1 名おられますので、見解書についての意見を述べていただく予定でございました。ただ、本日ご本人から、本日の公聴会には欠席をされる旨のご連絡があり、代わりに陳述内容を文書により提出をいただいております。したがって後ほど事務局の方から代読をするという形でこの公聴会を進めることになりました。

それでは意見陳述に入ります前に、公聴会の事務局であります環境影響評価室長より、本日の公聴会の運営方法についてのご説明、それから都市計画決定権者の方々のご紹介をさせていただきます。それではお願いします。

事務局（松井環境影響評価室長）

事務局であります環境影響評価室長の松井です。

それでは、本日の公聴会の運営につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。まず、傍聴人の方へのお願いをさせていただきたいと思っております。

受付の方でお渡ししております議事次第の下段の方にもお願いをしておりますが、この公聴会につきましては、「名古屋市都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係ります見解書」に対しまして、あらかじめ申し出のあった陳述人の方のご意見をお聞きするものでございますので、傍聴人の方がこの場で意見を述べたり、質問をすることはできませんので、よろしくお願いいたします。

公聴会の開催中につきましては静粛にさせていただきたいと思っております。また、会場内につきましては禁煙ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。ごみにつきましてはお持ち帰りいただくようよろしくお願いいたします。それと携帯電話等お持ちの方がございましたら電源をお切りになるか、またはマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

その他、公聴会の運営に支障がございませんようご協力をお願いいたします。次に、陳述の方法について説明をいたします。

初めに、陳述人からいただきました陳述の文書を私どもの事務局から代読をさせていただきます。

続きまして、都市計画決定権者は、この陳述に対しまして見解を述べることができます。見解を述べられる場合には、ここで若干の休憩時間を取らせていただきたいと思います。休憩後、10 分以内で見解を述べていただくということになり

ますので、よろしくお願いします。

本日の公聴会につきましては、以上の手順で運営させていただきますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

続きまして、本日ご出席の都市計画決定権者のご紹介をさせていただきたいと思います。なお、この事業につきましては法律の対象事業でございますので、この法律ではアセス対象事業が都市計画に定められる場合につきましては、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして都市計画決定手続と併せまして環境影響評価の手続を行うということになっております。したがって、本事業に关します環境影響評価の手続につきましては、都市計画決定権者であります名古屋市が行っております、本日は名古屋市において都市計画決定に関する事務を所掌しております住宅都市局の職員が出席をしております。紹介をさせていただきます。

まず、住宅都市局都市計画部都市計画課長の炭 与志昭さんです。

また、本日はこのほかにも、この区画整理事業を担当します部署、さらには斎場整備を担当する部署の職員にも参考人として出席をしていただいております。ご紹介をさせていただきます。

住宅都市局開発調整部新市街地開発担当主幹の山田 淳さんです。

それと健康福祉局健康部斎場整備担当主幹の比護 満さんです。

以上で、本日の公聴会の運営の方法と、都市計画決定権者等のご紹介を終わらせていただきます。

議長（加藤環境局環境都市推進担当理事）

ありがとうございました。そのような手順で進めさせていただきますので、よろしくお願いします。この後の議事は座ったまま進行させていただきますので、よろしくお願いします。

それではただいまから陳述をお願いいたします。先ほども申し上げましたように、陳述人ご欠席でございますので、事務局の方から、あらかじめ提出をされております陳述文書を代読をしてもらいます。事務局よろしくお願いします。

陳述人 代読（事務局（松井環境影響評価室長））

それでは陳述人の方から提出されました文書を私の方から代読させていただきます。

名古屋市都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価準備書への意見を述べます。なお、文中のナンバーは私たちが提出した意見書の番号である。

第1に指摘しなければならないことは、この環境影響評価準備書の内容がお粗末としか言えないものであることです。特に事業者が名古屋市であるだけに、他の事業者のよい模範になるような環境影響評価準備書を作成すべきであるはずで、名古屋市が率先してお粗末なアセスを実施すれば、他の事業者へしっかりとアセスを実施させる指導は不可能になります。環境影響評価を評価する環境影響評価室が、このようなお粗末な環境影響評価準備書を仮にも「可」とするものであれば、それは環境影響評価制度そのものを否定することにつながる。

第2に指摘すべきことは、このアセスがアセス違反の事前調査を行っているこ

とです。N0.22 地盤の既往調査、N0.23、137 動物の生息状況の既往調査、N0.25 植物の生育、植生の状況の既往調査など、都市計画決定権者としての市が都市計画決定手続きと併せて環境影響評価を実施しているのは当然で、ここで記載する必要もない。「名古屋市が文献調査の補完として実施しました」という理由にはならない。環境影響評価方法書で調査項目、調査方法の審査をし、知事意見を勘案して、環境調査を始めるのが環境影響評価法の基本精神である。それを無視して市が先行調査をしたことは許されない。それに輪をかけて、知事から指摘を受けたボーリング調査資料がないというにもかかわらず、斎場施設のボーリング調査さえ行っていないというのはどういうことか。

第3に「環境影響の程度は極めて小さいと判断される」と勝手な評価を定めている。これは「環境保全のための措置は講じない」との結論を導くための違法な手法というべきものである。例えば、以下の事例を掲げればすぐに理解できる。ちなみに、29dB 増加はエネルギーに換算すれば、ほぼ 1,000 倍になることを意味している。

N0.78 建設機械騒音 25dB 増加は極めて大きい。

N0.104 建設機械振動 29dB 増加は極めて大きい。

N0.109 工事車両振動 18～19dB 増加は極めて大きい。

N0.115 斎場施設振動 17dB 増加は極めて大きい。

N0.121 供用時車両振動 18dB 増加は極めて大きい。

N0.127 濁水予測 現状の2倍への増加は極めて大きい。

第4に「寄与は少なく」、「環境影響の程度は小さい」と身勝手な評価をしている。以下、問題箇所を指摘する。

N0.46 建設機械の N02 年平均値 0.042ppm が 0.05ppm と2割増し。

N0.47 建設機械の N02 1時間値 0.081ppm が 0.158ppm と約2倍。

N0.88 工事車両騒音 A 地点 60dB が 66～69dB に増加。

N0.89 工事車両騒音 B 地点 57dB が 69dB に増加。

N0.90 工事車両騒音 E 地点 57dB が 10dB 以上増加。

N0.150 ダルマガエルの生息域。茶屋新田土地改良区では 1/4 の農業振興地域が残るだけなのに「水田環境が広域的に存在する」。

第5に、評価基準があまりにもひどいことを指摘せざるを得ない。

N0.51 ～52 建設機械のばいじん、N0.62～63 工事車両のばいじんの評価基準はスパイクタイヤ禁止の地域指定要件である、寄与分 10t/km²/月で評価している。

N0.110 工事車両振動、N0.122 供用車両振動は、市長が道路管理者や公安委員会に要請せざるを得ない要請限度値で評価している。

第6に、無責任な姿勢を指摘せざるを得ない。

N0.1 区画整理組合の責任者、実体。「組合設立は認可後、市が事業者になわって環境影響評価を行っております」ということでは何も信用できない。本当に茶屋新田土地区画整理組合の実体はないのか。実体のない「組合」が事業を実施できるのであるか。

N0.7 斎場があって区画整理の採算性はあるのか、についての「事業採算性を確保しつつ進めていく計画としています」という言葉だけではだれも納得できない。

具体的な収支計画を示すべきである。

N0.33、122 知事意見に対し「ボーリング調査結果や土質調査結果の資料の収集に努める」としながら、「努めましたが、新たなボーリング柱状図を入手することはできませんでした」と居直る。土質調査はなかったのか。準備書 44 ページの図で、南陽小、西茶屋荘、きよすみ荘、南陽東中などの建設時はボーリング調査もなかったのか。

N0.21 斎場建設予定地でボーリング調査をこれから実施するでは意味がない。準備書で現況調査をすべきである。

N0.12 道路交通騒音、N0.13 道路交通振動については「原資料には調査地点が示されておりません」というが、N0.16～17 では、市が土壌の補完調査をしている。N0.58 では市の交通量調査を公表前に使用している。なぜ市が行った交通騒音、振動の調査地点ぐらい調べないのか。

N0.26 学校、病院等の具体的な名称。「出典資料をご覧ください」ではなく記載すること。N0.140～142 区画整理組合は土地改良区等に対して、休耕田の「湿田化がされるようお願いしていく」。

N0.143 コギシギシの環境保全措置。区画整理組合は「土地改良区等の了解を得て、水田環境に播種する計画」。了解を得た証拠を示すべき。それともこれも「お願い」するだけなのではないか。

N0.151 生態系の環境保全措置。区画整理組合は土地改良区等に対して「採餌・休息・繁殖の場が確保されるようお願いしていく」。

N0.153 景観予測。「斎場施設の整備方針は未確定の段階であり、評価できる段階にはありません」。

N0.168 地盤の事後調査。工事中・工事後の地盤変動の調査は工事補償のためからアセスの事後調査ではないという詭弁。地盤変動予測に自信があるなら、そんな調査はする必要がないはず、不確定要素が多いから調査するのだから、アセスの事後調査としてとらえるべき。

N0.169 事後調査の必要性。「採餌・休息・繁殖の場が確保されるようお願いしていく」から、事後調査不要。こんな環境影響評価が、本当に環境影響評価と言えるのだろうか。

第7は、予測式の再現性がないのに再検討せず、言い訳だけである。

N0.59 工事車両 NO_2 予測。交通量 1 割減、排出係数減だけで 0.033ppm が 0.026ppm

N0.60 工事車両 SPM 予測。排出係数減だけで 0.036～0.039ppm が 0.035ppm

N0.86 工事車両騒音。現況をアスファルト舗装するだけで現状の 60dB が 66～69dB

N0.105～106 工事車両振動、N0.116～117 供用車両振動。騒音制御工学会式と土木研究所式を比較してほぼ同じ結果と言うなら、証拠を示すべきである。

N0.167 車両の大気、騒音、振動は、再現性に疑問があるので事後調査ぐらいすべきである。

第8は予測に不備がある点である。

N0.43、N0.44、建設機械の NO_x 、SPM 予測位置、N0.50 建設機械のばいじ

ん予測位置は、西茶屋荘など住宅集中地区での予測をすべきである。はるか南の斎場建設工事時期は影響ないはず。また、東よりの風は 4.9%でも 1 時間値には影響を与える。

N0.55 工事車両ルート。南陽東中や西茶屋荘隣の万場藤前線も想定しているなら、大気、騒音、振動を予測すべき。

N0.56 工事車両大気予測の走行速度。予測方法の出典でも、規制速度毎時 50km のときは排出係数の大きい毎時 40km を設定することができる、に対し理由も示さず繰り返すだけ。

N0.61、64 工事車両の NO_x、SPM、ばいじん予測。建設機械分も追加して予測すべき。

N0.75～76 建設機械の騒音予測地点。西茶屋荘など住宅集中地区での予測値、予測条件を明記すべき。知事意見でも「学校住宅地にも近接できる限り環境負荷の低減を図ること」とされている。

N0.84 工事車両騒音予測の走行速度。予測方法の出典でも、規制速度よりも毎時 10Km 程度高めに設定することができる、に対し理由も示さず繰り返すだけ。

N0.120 供用時車両の騒音予測。斎場稼働で F 地点を急遽追加したため、現地調査もせずに予測している。

N0.123 悪臭の類似施設調査。風下方向の時期の調査が必要、に対して「風向も不安定でした」と見当違いの見解。

第 9 は、予測条件がまだ不十分であり、これでは検討もできないはずである。

N0.35、36 建設機械の NO_x、SPM 予測対象時期について「大気汚染物質の排出量が最大」の時期という言葉だけではなく、排出量の経月変化などを明記すべき。

N0.38 斎場の雨水貯留施設の深さ、面積、構造について、2,520 m³だけでは地盤沈下への影響を判断できない。最低限、深さが必要である。

N0.49 建設機械のばいじん予測対象時期は「降下ばいじん量の排出量が最大」の時期という言葉だけではなく、排出量の経月変化などを明記すべき。

N0.49 建設機械のばいじん予測対象時期について、排出量が最大の時期は 29 か月目というが、N0.36 建設機械の NO_x、SPM では 27 か月目となっている。どちらかが間違っているのではないか。

N0.53 工事車両の大気予測対象時期について「大型車発生台数が最大となる 37 か月～48 か月目」という言葉だけではなく、排出量の経月変化などを明記すべき。

N0.73、103 建設機械の騒音・振動予測は、敷地から 5 m だけは理解できたが、騒音源を適切に分割とは何か。予測式から逆算すると騒音は 14m、振動は 17m の矛盾については見解がない。

N0.92～98、100、101 斎場施設稼働の騒音予測条件の「今後設計を行う他都市の斎場を参考現段階ではお示しすることは困難」というような状況ではアセス手続きを中断すべきである。それにしても予測値があるのだから、その基になる予測条件を示すべきである。

N0.107 工事車両振動、N0.118 供用時車両振動は、舗装構成を聞いているのではなく、等値総厚の算出根拠は出典にもないため聞いているのである。

N0.112、114 斎場施設稼働の振動予測条件で「今後設計を行う他都市の斎場を参考現段階ではお示しすることは困難」というような状況ではアセス手続きを中断すべきである。それにしても予測値があるのだから、その基になる予測条件を示すべきである。

N0.130～133 地盤内応力、圧密沈下量の計算式については、解析断面図より層厚を求めたのは分かっているが、縮尺が細かすぎて厚さが読み取れないから、その値を聞いているのである。また、D（排水長）は解析断面図には示していない。

N0.163、165 廃棄物発生量の算定根拠は、土は掘削、コンクリートは水路撤去、アスファルトは道路撤去から発生すると発生場所を示すだけではなく、その発生量の算出根拠を見解で示すべき。アスファルトは「こんなに少なくてすむのか」の疑問に答えるべきである。

第 10 は、事業内容、予測条件は見解で示すだけではなく、評価書に追加記載すべきである。

N0.3～4 都市公園等面積は、大規模公園を含め 1 人当たり 15 m²、住区基幹公園は 4 m²というなら、今回の計画で満たせるのか評価書に記載すべき。いやしくも都市計画決定するのに公園面積は 3 % 以上と 2 ページで記載するだけではなく、想定人口から 1 人当たり公園面積も記載すべき。

N0.8 「季節道路は現況の高さとし」というのが本当か。戸田荒子線は 2.0m、南秋葉線は 1.3m の盛土となっている。

N0.8 「1 階床高として NP + 1 m 以上」と N0.20 現況田の面は概ね -0.3～0 m、道路面は概ね 0～+2.0m」と N0.9「平均盛土高で約 1.1m」とはどのように関係するのか。N0.10、11 搬入土砂の分析頻度、ダイオキシン類も分析することは評価書に追加すべき。N0.14、15 健康項目の水質調査結果を評価書に追加すべき。

N0.30 斎場施設では地下水を汲み上げて利用する計画はない。揚水規制の対象ではないを評価書に追加すべき。N0.31 市条例で地下水のゆう出を伴う掘削工事に規制がある旨は評価書に追加するのに。

N0.34 斎場施設の建設理由、経過、施設概要等について「未決定だが、地元の説明している概要」を評価書に追加すべき。

N0.37 建設機械の NO_x、SPM は、ダンプトラックは延べ時間 1 日 1 台想定を評価書に追加すべき。

N0.42 建設機械の燃料消費率について、バイブロハンマーは油圧式でなく電力式と明記すべき。

N0.48 建設機械のばいじん予測条件は「施工範囲を風向別に細分割」の求めに、オウム返しの見解にすぎない。

N0.54 工事車両の大気予測地点について「5 ルートを想定していたが、その後 B 地点は通らない計画とした」理由を明記すべき。

N0.65、67、68、69 斎場施設稼働の予測条件は、排気筒の地上高 15m、排気筒出口直径 1 m、燃料は都市ガス 13A、排出ガスは空冷、再燃焼室を備えるなどを評価書に追加すべき。

N0.91、111 斎場の敷地境界について、斎場用地 5.1ha、関連施設を含めて

6.3ha を評価書に追加すべき。

N0.99、113 斎場施設の大気と騒音、振動の予測条件の違いについて、騒音・振動は 24 基稼働、30 基が 1 日 2 回、年間 304 日稼働を評価書に追加すべき。

N0.108 工事車両の振動、N0.119 供用時車両の振動について、午前 7 時から午後 8 時の時間帯で 1 時間値の最大値であることを評価書に追加すべき。

N0.124 沈砂設備の貯水容量は、1 ヘクタールあたり 700 m³、6,000～3 万 m³と設定を評価書に追加すべき。なお、沈砂池ごとに記載すべきである。

N0.125 濁水の予測条件について、平均雨量強度は 1 時間当たり 3 mm を対象とすることを評価書に追加すべき。

N0.126 仮設の沈砂池 8 号は、調整池と公園の機能を併せ持った計画ということを経評価書に追加すべき。

N0.134 圧密沈下の対象について、解析断面図の③④⑤を対象としたことを評価書に追加すべき。

N0.135～136 地盤沈下の評価については、工事中、工事後の調査は「必要に応じて、適切な時期に行う」と抽象的ではなく、内容、方法を具体的に。

N0.145 土地利用計画は「自然環境に配慮した公園を地元の方等のご意見をお聞きしながら整備する」というが、それをこのアセス手続きで行っているのであり、具体的な公園配置計画を提示している意見に対し、この機会に真摯に見解を示すべき。

N0.161、162 史跡散策路について、人と自然とのふれあい活動の場として、歩道の有無、幅、植栽、照明などについて「今後、事業者が決めていく」というが、それをこのアセス手続きで行っているのであり、この機会に真摯に史跡散策路の内容について見解を示すべき。

N0.164 斎場建設の掘削土について、建設発生土 7 万 6,000 m³に含まれていない、ということではアセスの意味がない。区画整理組合と市で事業者が違うといっても発生する土は同じはず。斎場建設の掘削土はどれだけの量があり、どう処理するのか。

N0.166 廃棄物の再資源化について、全量を再資源化施設へ搬出することを評価書に追加すべき。

以上のように、知事からの指摘についてもまじめに対応していない。事業者に代わってアセスを行うのであれば、事業に責任を持つ姿勢でなくてはならないことを再度強調したい。

以上、代読でした。

議長（加藤環境局環境都市推進担当理事）

以上、提出されました陳述内容につきまして事務局より代読をいたしました。

それではこの陳述された意見に対して、都市計画決定権者の方から見解を述べるができますが、いかがでしょうか。

都市計画決定権者（炭住宅都市局都市計画課長）

意見陳述につきまして見解を述べさせていただきたいと思います。

議長（加藤環境局環境都市推進担当理事）

ただいま都市計画決定権者から見解を述べたいという申し出がございました。そこで、ここで 10 分ほど休憩を取り、その間に見解をまとめていただいた上で表明をしていただくことにしたいと思います。

今、午後 2 時でございますので、2 時 10 分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（休 憩 午後 2 時 0 0 分）

（再 開 午後 2 時 1 0 分）

議長（加藤環境局環境都市推進担当理事）

お待たせをいたしました。ただいまより再開をいたします。

それでは都市計画決定権者等の方から見解を述べていただきます。最初をお願いしましたように、10 分以内にまとめて述べていただきたいと思います。

演台の方へお願いします。

都市計画決定権者（炭住宅都市局都市計画課長）

名古屋市住宅都市局都市計画課長、炭と申します。よろしくお願いします。ただいまの意見陳述につきまして時間の制約もございますので、若干の見解を述べさせていただきます。

まず、本環境影響評価の手続きは、環境影響評価法における都市計画に定められる対象事業等に関する特例に基づきまして、都市計画決定権者である名古屋市が、事業者になわって都市計画決定手続きと併せて、想定される事業計画をもとに行っております。

次に、動植物等の調査は、事前調査であり、アセス法違反であるというご意見ですが、既往調査につきましては、文献調査の補完として、名古屋市が土壌調査、ボーリング調査、動植物調査を行いました。その後方法書を作成をいたしまして、知事意見を勘案し、動植物などの現地調査を行って予測評価を実施しております。

次に、環境影響の程度は極めて小さい。寄与は少ない。影響の程度は小さい等の表現についてのご意見です。評価につきましては、面整備事業環境影響評価技術マニュアルにありますように、事業者の実行可能な範囲内において、影響が回避、低減されているかどうか。また、基準または目標との整合が図られているかどうかという観点により行っております。今回の評価では実行可能な範囲内で、影響を回避、低減した上で、予測結果が基準及び目標を超えていない場合には、環境影響は極めて小さいと表現をしております。また現況で基準等を超えているものの事業による寄与が小さい場合には、環境影響は小さいというふうに表現をいたしております。

次に、評価基準に対するご意見です。評価に当たりましては主として面整備事業環境影響評価技術マニュアル等を参考として行っております。適宜環境基準、名古屋市の環境目標値を用いております。建設工事に伴う降下ばいじんにかかる

予測についても、面整備事業環境影響評価技術マニュアルに、工事により寄与される降下ばいじん量は1か月当たり $10\text{t}/\text{km}^2$ 以下であれば、生活環境を保全することができる旨の記載がございます。これを評価基準としております。

また工事用車両の運行に伴う道路交通振動にかかる予測につきましても、面整備事業環境影響評価技術マニュアルに振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度を用いる旨記載がされております。これを評価基準としております。

次に、市の姿勢に対するご意見がございました。前述しましたように、法律に基づいて事業者になり代わって名古屋市が都市手続きと併せて環境影響評価を行っております。今後、事業認可後組合が設立され、土地区画整理事業を実施し、その中で水田生態系などの環境保全措置について組合が土地改良等についてお願い等していくものでございます。事業実施区域内には、水辺環境を含めた自然環境に親しめる公園の整備を今後地元の方々のご意見も聞きながら進めていく計画としております。

また、準備書については、土地区画整理事業に係る省令等に基づいて、必要な項目について具体的に記載をしております。入手可能な最新のデータを用いて作成をしております。

次に、工事用車両の大気質等の予測式の再現性についてのご意見でございます。予測式は道路環境影響評価の技術手法及びその追補版等に掲載されている最新の式の妥当性を検討した上で採用をいたしております。例えば工事用車両の運行に伴う大気質の予測では、予測値が現況値より小さくなるのは、経年によりまして、排ガス規制が厳しくなることから、このような予測結果となったものでございます。

次に、予測の不備についてのご意見でございます。例えば万場藤前線での大気等の予測をすべきとのご意見につきましては、万場藤前線へは東海橋線からのルートを想定しておりますが、そのうち必要最小限の車両が万場藤前線を通過すると想定していることから、車線数や交通量の多い東海橋線で予測したものでございます。

また、工事用車両の騒音予測の走行速度についても、規制速度よりも毎時10km程度高めに設定することができるとのご意見でございます。道路環境影響評価の技術手法によれば、自動車専用道路の場合は、時間当たり10km程度高めの速度を設定しているもので、予測の対象道路は一般道路でありますことから、このことは採用をしておりません。なお、大気質、騒音の予測に用いる工事用の車両の速度についても規制速度を採用をいたしております。

それから No.123 悪臭調査については、類似施設の八事斎場の排気筒は13本ございます。調査時には全てから排ガスが排出されておる状態で、また排気筒の高さは建物より低いことから、排ガスは東方向へ流れるため、敷地境界東側で調査したものでございます。誤解を招かないように評価書においては、他の排気筒の位置を追加記載をしたいと思っております。

次に、予測条件についてのご意見です。例えば建設機械の稼働に伴う大気質の予測時期につきましても、土地区画整理事業による盛土工事や調整池築造工事など、斎場の建設に伴う建築工事や外溝工事などが重なるその時期が最大となるた

め、この時期を対象といたしております。また、新斎場の稼働に伴う騒音振動の予測条件では、火葬炉は 30 基を計画しております。札幌市、山口斎場が火葬炉 29 基でほぼ同じ規模であるため、建物の想定は札幌市のものを参考にいたしております。騒音、振動発生施設の能力等についても、複数の火葬炉メーカーの仕様をもとに設定をいたしております。

次に、事業内容、予測条件を見解で示すだけでなく、評価書に追加記載すべきというご意見です。評価書において必要と考えられる事項を記載をしまいたいと思っております。

以上をもちまして、都市計画決定権者の見解とさせていただきます。

議長（加藤環境局環境都市推進担当理事）

ありがとうございました。以上、陳述人の意見陳述、そして都市計画決定権者の見解表明をそれぞれいただきました。通常ですとこの後、陳述人から補足意見をいただくこともできます。ただ本日は陳述人ご欠席でございますので、意見陳述、見解表明、こういった議事はこれで終了をすることとなります。

それでは、これをもちまして本日の公聴会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

（閉 会 午後 2 時 2 0 分）